

附属書二―C 輸出税、租税その他の課徴金

1 第二・十五条（輸出税、租税その他の課徴金）の規定は、この附属書の各締約国に関する節に掲げる品目に該当する産品について、次に定めるとおりにのみ適用する。

2 マレーシアは、第一節（マレーシア）に掲げる品目に該当する産品について、当該産品について同節に定める額よりも高い額の輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

3 ベトナムは、第二節（ベトナム）に掲げる品目に該当する産品について、同節に掲げる品目ごとに定める次の区分に従って輸出税、租税その他の課徴金を撤廃する。

(a) 区分の欄に「A」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、五年間維持することができるが、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(b) 区分の欄に「B」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、七年間維持することができるが、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、八年目の一月一日から当

該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(c) 区分の欄に「C」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十一回の毎年均等な引下げにより撤廃する。ベトナムは、十一年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(d) 区分の欄に「D」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十年間維持することができるが、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、十一年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(e) 区分の欄に「E」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十三回の毎年均等な引下げにより撤廃する。ベトナムは、十三年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(f) 区分の欄に「F」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十二年間維持することができるが、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、十三年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

- (g) 区分の欄に「G」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十六回の毎年均等な引下げにより撤廃する。ベトナムは、十六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。
- (h) 区分の欄に「H」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十五年間維持することができるが、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、十六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。
- (i) 区分の欄に「I」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、一年目から六年目までの間に行われる六回の毎年均等な引下げにより二十パーセントまで削減する。六年目の一月一日から十五年目の十二月三十一日までの間、当該産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、二十パーセントを超えてはならない。ベトナムは、十六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。
- (j) 区分の欄に「J」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、一年目から十一年目までの間に行われる十一回の毎年均等な引下げにより十パーセントまで削減する。

十一年目の一月一日から十五年目の十二月三十一日までの間、当該産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十パーセントを超えてはならない。ベトナムは、十六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(k) 区分の欄に「K」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、維持することができるが、基準税率を超えてはならない。

4 3及び第二節（ベトナム）の規定の適用上、「一年目」とは、この協定がベトナムについて効力を生ずる年をいう。同節の区分の欄に「C」、「E」、「G」、「I」又は「J」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、この協定が同国について効力を生ずる日に最初の削減を行う。輸出税、租税その他の課徴金の二年目以降の各年の引下げは、当該各年の一月一日に行う。

5 輸出税、租税その他の課徴金の基準税率は、この附属書において品目ごとに定める。

6 この附属書に産品を掲げる締約国は、自主的に輸出税、租税その他の課徴金の適用及びその水準を最小限にするよう努める。

第一節 マレーシア

二千十二年の統一システム	品名	輸出税 (注1)	税 (注2)
注1 関税令(二千十二年)及び関税法(千九百六十七年) 注2 マレーシア・ゴム庁(法人)法(千九百九十六年)、マレーシア・ゴム庁(税)令(千九百九十九年)並びにマレーシア木材産業庁(法人)法(千九百七十三年)及び材木税令法的通告(A)第五十六号(二千年)	○六〇二・九〇 ーバラゴムノキ属の発芽した切株	それぞれにつき ○・三〇マレーシア・リンギット	ー
	一一〇七・一〇 ー油やしの実及びパーム核 ー播種に適したもの	五%	ー
	一一〇七・九九 ーイリツペの種(イリツペ・ナツツ)	一キログラムにつき ○・〇八二六七 マレーシア・リンギット	ー

一二〇九・九九	播種用の種、果実及び胞子 その他のもの	一キログラムにつ き二二・〇五マ レーシア・リン ギット	一
一四〇一・二〇	とう 全形のもの	一キログラムにつ き二・七〇マレー シア・リンギット	一
一五二一・一〇	粗パーム油	〇%から八・五% まで	一
一五二三・二一	パーム核	一〇%	一
一五二三・二九	パーム核油（精製し、漂白し、かつ防臭したもの（RBDパーム油））	五%	一
一五二六・二〇	植物性油脂及びその分別物 粗パーム油のもの	一〇%	一

二六二〇・二二	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに 限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。） ― 鉛を主成分とするもの ― 加鉛ガンリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥	五%	┆
二六二〇・二九	― 鉛を主成分とするもの ― その他のもの	五%	┆
二六二〇・三〇	― 銅を主成分とするもの	五%	┆
二六二〇・四〇	― アルミニウムを主成分とするもの	五%	┆
二六二〇・六〇	― 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒素若 しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種 類のもの	五%	┆
二六二〇・九一	― その他のもの ― アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物 を含有するもの	五%	┆

二六二〇・九九	<ul style="list-style-type: none"> ┆ その他のもの ┆┆ その他のもの 					┆
二六二一・一〇	<ul style="list-style-type: none"> ┆ その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物 ┆┆ 都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物 				五%	┆
二六二一・九〇	<ul style="list-style-type: none"> ┆ その他のもの 				五%	┆
二七〇九・〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 石油及び歴青油（原油に限る。） 			一〇%		┆
四〇〇七・〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。） 					〇・二〇%
四〇〇八・一一	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。） ┆ セルラーラバーのもの ┆┆ 板、シート及びストリップ 					〇・二〇%
四〇〇八・一九	<ul style="list-style-type: none"> ┆ セルラーラバーのもの ┆┆ その他のもの 					〇・二〇%

四〇〇八・二一	セルラーラバー以外のゴムのもの ― 板、シート及びストリップ	―	〇・二〇%
四〇〇八・二九	セルラーラバー以外のゴムのもの ― その他のもの	―	〇・二〇%
四〇〇九・一一	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。） ― 他の材料により補強していないもの及び他の材料と組み合わせていないもの ― 継手なしのもの	―	〇・二〇%
四〇〇九・二二	他の材料により補強していないもの及び他の材料と組み合わせていないもの ― 継手付きのもの	―	〇・二〇%
四〇〇九・二二	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの ― 継手なしのもの	―	〇・二〇%

四〇〇九・二二	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの ┆ 継手付きのもの 	┆	〇・二〇%
四〇〇九・三一	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの ┆ 継手なしのもの 	┆	〇・二〇%
四〇〇九・三二	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの ┆ 継手付きのもの 	┆	〇・二〇%
四〇〇九・四一	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの ┆ 継手なしのもの 	┆	〇・二〇%
四〇〇九・四二	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの ┆ 継手付きのもの 	┆	〇・二〇%
四〇一〇・一一	<ul style="list-style-type: none"> ┆ コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに 限る。） ┆ コンベヤ用のベルト及びベルチング ┆ 金属のみにより補強したもの 	┆	〇・二〇%

四〇一〇・一二	<ul style="list-style-type: none"> ┆ コンベヤ用のベルト及びベルチング ┆ 紡織用繊維のみにより補強したもの 	┆	〇・二〇%
四〇一〇・一九	<ul style="list-style-type: none"> ┆ コンベヤ用のベルト及びベルチング ┆ その他のもの 	┆	〇・二〇%
四〇一〇・三二	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 伝動用のベルト及びベルチング ┆ エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリープ型で、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限る。） 	┆	〇・二〇%
四〇一〇・三三	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 伝動用のベルト及びベルチング ┆ エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリープ型で、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限る。） 	┆	〇・二〇%

						センチメートル以下のものに限る。)
四〇一〇・三四					ー 伝動用のベルト及びベルチング ー エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリープ型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限る。）	ー 〇・二〇%
四〇一〇・三五					ー 伝動用のベルト及びベルチング ー エンドレス状の同期ベルト（円の外周が六〇センチメートルを超え一五〇センチメートル以下のものに限る。）	ー 〇・二〇%
四〇一〇・三六					ー 伝動用のベルト及びベルチング ー エンドレス状の同期ベルト（円の外周が一五〇センチメートルを超え一九八センチメートル以下のものに限る。）	ー 〇・二〇%
四〇一〇・三九					ー 伝動用のベルト及びベルチング ー ー その他のもの	ー 〇・二〇%
四〇一二・九〇					ゴム製の空気タイヤ（更正したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤ	ー 〇・二〇%

	<p>フラップ</p> <p>―その他のもの</p>		
<p>四〇一四・一〇</p>	<p>衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）</p> <p>―コンドーム</p>	<p>―</p>	<p>〇・二〇%</p>
<p>四〇一四・九〇</p>	<p>―その他のもの</p>	<p>―</p>	<p>〇・二〇%</p>
<p>四〇一五・一一</p>	<p>衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）</p> <p>―手袋、ミトン及びミット</p> <p>―外科用のもの</p>	<p>―</p>	<p>〇・二〇%</p>
<p>四〇一五・一九</p>	<p>―手袋、ミトン及びミット</p> <p>―その他のもの</p>	<p>―</p>	<p>〇・二〇%</p>
<p>四〇一五・九〇</p>	<p>―その他のもの</p>	<p>―</p>	<p>〇・二〇%</p>

四〇一六・一〇	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。） セルラーラバー製のもの	┆	〇・二〇%
四〇一六・九一	その他のもの 床用敷物及びマット	┆	〇・二〇%
四〇一六・九二	その他のもの 消しゴム	┆	〇・二〇%
四〇一六・九三	その他のもの ガセット、ワッシャーその他のシール	┆	〇・二〇%
四〇一六・九四	その他のもの 防舷材（膨らませることができなにかを問わない。）	┆	〇・二〇%
四〇一六・九五	その他のもの その他の製品（膨らませることができるものに限る。）	┆	〇・二〇%
四〇一六・九九	その他のもの その他のもの	┆	〇・二〇%

四〇一七・〇〇	<p>硬質ゴム（例えば、エポナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品</p> <p>「硬質ゴム（例えば、エポナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）</p>		〇・二〇%
四四〇一・二二	<p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p> <p>「チップ状又は小片状の木材</p> <p>「針葉樹のもの</p>		<p>一立方メートルにつき二・〇〇マ</p> <p>レーシア・リン</p> <p>ギット</p>
四四〇一・二二	<p>「チップ状又は小片状の木材</p> <p>「針葉樹以外のもの</p>		<p>一立方メートルにつき二・〇〇マ</p> <p>レーシア・リン</p> <p>ギット</p>
四四〇三・一〇	<p>木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>「ペイント又はクレオソートその他の保存剤により処理したもの</p>	一五%	<p>一立方メートルにつき五・〇〇マ</p> <p>レーシア・リン</p>

	<p>四四〇三・二〇</p> <p>―その他のもの（針葉樹のものに限る。）</p>	一五%	ギット
<p>四四〇三・四一</p>	<p>―その他のもの（この類の号注2の熱帯産木材に限る。）</p> <p>―ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ</p>	一五%	<p>一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット</p>
<p>四四〇三・四九</p>	<p>―その他のもの（この類の号注2の熱帯産木材に限る。）</p> <p>―その他のもの</p>	一五%	<p>一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット</p>
<p>四四〇三・九一</p>	<p>―その他のもの</p> <p>―オーク（コナラ属のもの）のもの</p>	一五%	<p>一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン</p>

		ギット	
四四〇三・九二	その他のもの ビーチ (ブナ属のもの) のもの	一五%	一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇三・九九	その他のもの その他のもの	一五%	一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇六・一〇	木製の鉄道用又は軌道用の枕木 染み込ませていないもの		一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇六・九〇	その他のもの		一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン

	<p>木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎにしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>針葉樹のもの</p>		ギット
四四〇七・一〇	<p>熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの</p> <p>マホガニー（スウイエテニア属のもの）</p>		<p>一立方メートルにつき五・〇〇マ</p> <p>レーシア・リン</p> <p>ギット</p>
四四〇七・二二	<p>熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの</p> <p>バイロラ、インブイア及びバルサ</p>		<p>一立方メートルにつき五・〇〇マ</p> <p>レーシア・リン</p> <p>ギット</p>
四四〇七・二五	<p>熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの</p> <p>ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ</p>		<p>一立方メートルにつき一二五・〇〇</p> <p>マレーシア・リン</p>

			ギット
四四〇七・二六	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ー ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメ ランチ及びアラン	ー	一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・二七	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ー サペリ	ー	一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・二八	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ー イロコ	ー	一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・二九	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ー その他のもの	ー	一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン

			ギット
四四〇七・九一	その他のもの オーク（コナラ属のもの）のもの		一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・九二	その他のもの ビーチ（ブナ属のもの）のもの		一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・九三	その他のもの かえで（カエデ属のもの）のもの		一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・九四	その他のもの 桜（サクラ属のもの）のもの		一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン

			ギット
四四〇七・九五	<p>―その他のもの</p> <p>―とねりこ（トネリコ属のもの）のもの</p>		<p>一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット</p>
四四〇七・九九	<p>―その他のもの</p> <p>―その他のもの</p>		<p>一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット</p>
四四〇八・一〇	<p>化粧張り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含 む。） 、 合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦に ひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のもの に限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦 継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>―針葉樹のもの</p>		<p>一立方メートルに つき二五五・〇〇 マレーシア・リン ギット</p>
四四〇八・三一	<p>―熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの</p>		<p>一立方メートルに</p>

	<p>― ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ</p>		<p>つき二五五・〇〇 マレーシア・リン ギット</p>
<p>四四〇八・三九</p>	<p>― 熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ― その他のもの</p>	<p>―</p>	<p>一立方メートルに つき二五五・〇〇 マレーシア・リン ギット</p>
<p>四四〇八・九〇</p>	<p>― その他のもの</p>	<p>―</p>	<p>一立方メートルに つき二五五・〇〇 マレーシア・リン ギット</p>
<p>四四〇九・一〇</p>	<p>さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） ― 針葉樹のもの</p>	<p>―</p>	<p>一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット</p>

四四〇九・二二	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 針葉樹以外のもの ┆ 竹製のもの 	┆	<ul style="list-style-type: none"> 一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇九・二九	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 針葉樹以外のもの ┆ その他のもの 	┆	<ul style="list-style-type: none"> 一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四一〇・一一	<ul style="list-style-type: none"> ┆ パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウエファアボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） ┆ 木材のもの ┆ パーティクルボード 	┆	<ul style="list-style-type: none"> 一立方メートルに つき二・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四一〇・二二	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 木材のもの ┆ オリエンテッドストランドボード（OSB） 	┆	<ul style="list-style-type: none"> 一立方メートルに つき二・〇〇マ レーシア・リン

			ギット
四四一〇・一九	木材のもの ー ー その他のもの		一立方メートルに つき二・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四一〇・九〇	ー ー その他のもの		一立方メートルに つき二・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四二二・一〇	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 ー 竹製のもの		一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四二二・三一	ー ー その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもの で各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。） ー ー 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに		一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン

				限る。)のもの		ギット	
四四二二・三二	<p>―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>―その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）</p>	―	<p>―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>―その他のもの</p>	―	<p>―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>―その他のもの</p>	<p>―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>―その他のもの</p> <p>―ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード</p>	<p>一立方メートルにつき五・〇〇マ</p> <p>レーシア・リン</p> <p>ギット</p>
四四二二・三九	<p>―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>―その他のもの</p>	―	<p>―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>―その他のもの</p>	―	<p>―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>―その他のもの</p>	<p>―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>―その他のもの</p> <p>―ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード</p>	<p>一立方メートルにつき五・〇〇マ</p> <p>レーシア・リン</p> <p>ギット</p>
四四二二・九九	<p>―その他のもの</p> <p>―その他のもの</p>	―	<p>―その他のもの</p> <p>―その他のもの</p>	―	<p>―その他のもの</p> <p>―その他のもの</p>	<p>一立方メートルにつき五・〇〇マ</p> <p>レーシア・リン</p>	

			ギット
五九〇六・一〇	<p>ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）</p> <p>├ 接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）</p>	├	〇・二〇%
五九〇六・九九	<p>├ その他のもの</p> <p>├├ その他のもの</p>	├	〇・二〇%
六五〇六・九一	<p>その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>├ その他のもの</p> <p>├├ ゴム製又はプラスチック製のもの</p>	├	〇・二〇%
六八〇七・一〇	<p>アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールドタルピッチ）の製品</p> <p>├ ロール状のもの</p>	五%	├
六八〇八・〇〇	<p>パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスチックその他の鉱物性結合材により凝結させたも</p>	五%	├

							のに限る。)
	七二〇六・一〇	銀(金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)					五%
	七二〇六・九一	その他のもの 加工してないもの					五%
	七二〇六・九二	その他のもの 一次製品					五%
	七二〇七・〇〇	銀を貼った卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)					五%
	七二一〇・一一	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)					五%
	七二一〇・一九	白金 加工してないもの及び粉状のもの					五%
	七二一〇・一九	白金					五%

							<ul style="list-style-type: none"> ┆┆その他のもの
七二一〇・二二	<ul style="list-style-type: none"> ┆パラジウム ┆加工してないもの及び粉状のもの 					五%	┆
七二一〇・二九	<ul style="list-style-type: none"> ┆パラジウム ┆その他のもの 					五%	┆
七二一〇・三一	<ul style="list-style-type: none"> ┆ロジウム ┆加工してないもの及び粉状のもの 					五%	┆
七二一〇・三九	<ul style="list-style-type: none"> ┆ロジウム ┆その他のもの 					五%	┆
七二一〇・四一	<ul style="list-style-type: none"> ┆イリジウム、オスミウム及びルテニウム ┆加工してないもの及び粉状のもの 					五%	┆
七二一〇・四九	<ul style="list-style-type: none"> ┆イリジウム、オスミウム及びルテニウム ┆その他のもの 					五%	┆

七二〇四・四九	<ul style="list-style-type: none"> ― その他のもの ― その他のもの 	一〇%	
七二〇四・四一	<ul style="list-style-type: none"> ― その他のもの ― 切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。） 	一〇%	
七二〇四・三〇	<ul style="list-style-type: none"> ― すすをめっきした鉄鋼のくず 	一〇%	
七二〇四・二九	<ul style="list-style-type: none"> ― 合金鋼のくず ― その他のもの 	一〇%	
七二〇四・二二	<ul style="list-style-type: none"> ― 合金鋼のくず ― ステンレス鋼のもの 	一〇%	
七二〇四・一〇	<ul style="list-style-type: none"> ― 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット ― 鑄鉄のくず 	一〇%	
七二一一・〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ― 白金を貼った卑金属、銀及び金（二次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。） 	五%	

七四〇三・二二	― 銅合金		五%	―
七四〇三・一九	― 精製銅 ― ― ― その他のもの		五%	―
七四〇三・二三	― 精製銅 ― ビレット		五%	―
七四〇三・二二	― 精製銅 ― ワイヤバー		五%	―
七四〇三・一一	精製銅又は銅合金の塊 ― 精製銅 ― 陰極銅及びその切断片		五%	―
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅		五%	―
七四〇一・〇〇	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）		五%	―
七二〇四・五〇	― 再溶解用のインゴット		一〇%	―

		――銅・亜鉛合金（黄銅）		
七四〇三・二二	――銅合金 ――銅・すず合金（青銅）		五%	┆
七四〇三・二九	――銅合金 ――その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）		五%	┆
七四〇四・〇〇	銅のくず		一〇%	┆
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ		一〇%	┆
七五〇一・一〇	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 ――ニッケルのマット		一〇%	┆
七五〇一・二〇	――焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物		一〇%	┆
七五〇二・一〇	ニッケルの塊 ――ニッケル（合金を除く。）		一〇%	┆

七五〇二・二〇	ニッケル合金	一〇%	┆
七六〇二・〇〇	アルミニウムのくず	一〇%	┆
七八〇一・九九	鉛の塊 ┆ その他のもの ┆┆ その他のもの	一五%	┆
七八〇二・〇〇	鉛のくず	一五%	┆
七九〇一・一一	亜鉛の塊 ┆ 亜鉛（合金を除く。） ┆┆ 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの	五%	┆
七九〇一・一二	┆ 亜鉛（合金を除く。） ┆┆ 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの	五%	┆
七九〇一・二〇	┆ 亜鉛合金	五%	┆

八五四四・二〇	<p>電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>┆ 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体</p>	┆	〇・二〇%
八五四四・三〇	<p>┆ 点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）</p>	┆	〇・二〇%
八五四四・四二	<p>┆ その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）</p> <p>┆ 接続子を取り付けてあるもの</p>	┆	〇・二〇%
八五四四・四九	<p>┆ その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）</p> <p>┆ 接続子を取り付けてあるもの</p>	┆	〇・二〇%
九〇〇四・九〇	<p>視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡</p>	┆	〇・二〇%

			九〇一八・三九	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。） ― 注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品 ― その他のもの	― その他のもの			〇・二〇%
		九四〇四・一〇	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及び マットレスサポート ― マットレスサポート					〇・二〇%
	九四〇四・二二	― マットレス ― セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）						〇・二〇%
九四〇四・九〇	― その他のもの							〇・二〇%

二千十二年の統一シス	品名	基準税率	区分
九五〇六・三二	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外 遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水 泳用又は水遊び用のプール ー ゴルフクラブその他のゴルフ用具 ー ボール		○・二〇%
九五〇六・六一	ー ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。） ー テニスボール		○・二〇%
九五〇六・六二	ー ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。） ー 空気入れ式のもの		○・二〇%
九五〇六・六九	ー ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。） ー その他のもの		○・二〇%

第二節 ベトナム

二五〇五・一〇・〇〇	ー けい砂		三〇%	K
二五〇四・九〇・〇〇	ー その他のもの		一〇%	D
二五〇四・一〇・〇〇	ー 粉状又はフレーク状のもの		一〇%	D
二五〇三・〇〇・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）		一〇%	D
二五〇二・〇〇・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）		一〇%	D
一二二一・九〇・九九	ー ー ー ジンコウ		一五%	C
一二二一・九〇・九八	ー ー ー ジンコウ		一五%	C
一二二一・九〇・一九	ー ー ー ジンコウ		一五%	C
一二二一・九〇・一四	ー ー ー ジンコウ		一五%	C
テム				

二五〇八・六〇・〇〇	―ムライト	一〇%	F
二五〇八・五〇・〇〇	―アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	一〇%	F
二五〇八・四〇・九〇	―その他のもの	一〇%	F
二五〇八・四〇・一〇	―フーラーズアース	一〇%	F
二五〇八・三〇・〇〇	―耐火粘土	一〇%	F
二五〇八・一〇・〇〇	―ベントナイト	一〇%	F
二五〇七・〇〇・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	一〇%	F
二五〇六・二〇・〇〇	―けい岩	一〇%	K
二五〇六・一〇・〇〇	―石英	一〇%	D
二五〇五・九〇・〇〇	―その他のもの	三〇%	K

二五〇八・七〇・〇〇	ーシャモット及びダイナスアース	一〇%	F
二五〇九・〇〇・〇〇	白亜	一七%	G
二五一〇・一〇・一〇	ーりん灰石	四〇%	G
二五一〇・二〇・一〇	ーマイクロスフィア(大きさが〇・二五ミリメートル以下のもの)	一五%	G
二五一〇・二〇・一〇	ー粒(大きさが〇・二五ミリメートルを超え、かつ、一五ミリメートル以下のもの)	二五%	G
二五一〇・二〇・一〇	ーーその他のも	四〇%	G
二五一一・一〇・〇〇	ー天然の硫酸バリウム(重晶石)	一〇%	K
二五一一・二〇・〇〇	ー天然の炭酸バリウム(毒重石)	一〇%	K
二五二二・〇〇・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土(見掛け比重が一以下のものに 限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。)	一五%	E

二五二六・一一・〇〇	――粗のもの及び粗削りしたもの	一七%	K
二五二五・二〇・〇〇	――その他のもの	一七%	G
二五二五・二〇・〇〇	――塊状の白石灰石(白大理石)	三〇%	G
二五二五・一二・二〇	――板状のもの	一七%	G
二五二五・一二・一〇	――塊状のもの	一七%	G
二五二五・一一・〇〇	――粗のもの及び粗削りしたもの	一七%	G
二五二四・〇〇・〇〇	スレート(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	一七%	K
二五二三・二〇・〇〇	用材料 ――エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨	一〇%	F
二五二三・一〇・〇〇	――パミストーン	一〇%	F

二五二七・二〇・〇〇	―スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム (第二五二七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。)	一七%	E
二五二七・一〇・〇〇	―小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	一七%	E
二五二六・九〇・〇〇	―その他の石碑用又は建築用の岩石	一七%	H
二五二六・二〇・二〇	―のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの	一七%	K
二五二六・二〇・一〇	―粗のもの及び粗削りしたもの	一七%	K
二五二六・二二・二〇	―板状のもの	一七%	K
二五二六・二二・一〇	―塊状のもの	二五%	K

二五二七・三〇・〇〇	タールマカダム		一七%	E
二五二七・四一・〇〇	ー ー ー 大きさが一ミリメートル以上四〇〇ミリメートル以下のもの		一四%	E
二五二七・四九・〇〇	ー ー ー 炭酸カルシウムの粉(第二五・一五項の岩石からのもので大きさが〇・一二五ミリメートル以下のもので大きさが〇・一二五ミリメートルを超え、かつ、一ミリメートルより小さいもの)		一〇%	F
二五二七・四九・〇〇	ー ー ー 大きさが一ミリメートル以上四〇〇ミリメートル以下のもの		一四%	E
二五二七・四九・〇〇	ー ー ー その他のもの		一七%	E
二五二八・一〇・〇〇	ー ドロマイト(焼いたもの及び焼結したものを除く。)		一〇%	K
二五二八・二〇・〇〇	ー ドロマイト(焼いたもの及び焼結したものに限る。)		一〇%	K

二五二八・三〇・〇〇	ドロマイトラミングミックス	一〇%	K
二五一九・一〇・〇〇	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）	一〇%	D
二五一九・九〇・一〇	溶融マグネシア及び焼結マグネシア	一〇%	D
二五一九・九〇・二〇	その他のもの	一〇%	D
二五二〇・一〇・〇〇	天然石膏及び天然無水石膏	一〇%	H
二五二〇・二〇・一〇	歯科用に適したのもの	一〇%	H
二五二〇・二〇・九〇	その他のもの	一〇%	H
二五二一・〇〇・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	一七%	K
二五二三・一〇・〇〇	生石灰	五%	F

二五二九・一〇・〇〇	ー長石	一〇%	H
二五二八・〇〇・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五パーセント以下のもの	一〇%	D
二五二六・二〇・九〇	ーその他のもの	三〇%	K
二五二六・二〇・一〇	ータルクの粉	三〇%	K
二五二六・一〇・〇〇	ー破碎してなく、かつ、粉状にしてないもの	三〇%	K
二五二四・九〇・〇〇	ーその他のもの	一〇%	K
二五二四・一〇・〇〇	ークロシドライト	一〇%	K
二五二二・三〇・〇〇	ー水硬性石灰	五%	F
二五二二・二〇・〇〇	ー消石灰	五%	F

二五二九・二二・〇〇	――ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七パーセント以下のもの		一〇%	D
二五二九・二二・〇〇	――ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七パーセントを超えるもの		一〇%	D
二五二九・三〇・〇〇	――白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト		一〇%	H
二五三〇・一〇・〇〇	――蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨脹させてないものに限る。)		一〇%	H
二五三〇・二〇・一〇	――キーゼル石		一〇%	H
二五三〇・二〇・二〇	――瀉利塩		一〇%	H
二五三〇・九〇・一〇	――ジルコニウムけい酸塩(乳白剤として使用するもの)		一〇%	H
二五三〇・九〇・九〇	――その他のもの		一〇%	H
二六〇一・一一・〇〇	――凝結させてないもの		四〇%	I
二六〇一・一二・〇〇	――凝結させたもの		四〇%	I

二六〇一・二〇・〇〇	↑ 焼いた硫化鉄鉱	四〇%	I
二六〇二・〇〇・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものと し、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇パーセント以上 のものに限る。）	四〇%	I
二六〇三・〇〇・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）	四〇%	K
二六〇四・〇〇・〇〇	↑ 粗鉱	三〇%	I
二六〇四・〇〇・〇〇	↑ 精鉱	二〇%	J
二六〇五・〇〇・〇〇	↑ 粗鉱	三〇%	K
二六〇五・〇〇・〇〇	↑ 精鉱	二〇%	K
二六〇六・〇〇・〇〇	↑ 粗鉱	三〇%	K
二六〇六・〇〇・〇〇	↑ 精鉱	二〇%	K

二六〇七・〇〇・〇〇	鉛鉍（精鉍を含む。）	四〇%	K
二六〇八・〇〇・〇〇	亜鉛鉍（精鉍を含む。）	四〇%	I
二六〇九・〇〇・〇〇	粗鉍	三〇%	G
二六〇九・〇〇・〇〇	精鉍	二〇%	G
二六一〇・〇〇・〇〇	クロム鉍（精鉍を含む。）	三〇%	G
二六一一・〇〇・〇〇	粗鉍	三〇%	G
二六一一・〇〇・〇〇	精鉍	二〇%	G
二六一二・一〇・〇〇	粗鉍	三〇%	K
二六一二・一〇・〇〇	精鉍	二〇%	K
二六一二・二〇・〇〇	粗鉍	三〇%	K

二六一二・二〇・〇〇	――精鉱		二〇%	K
二六一三・一〇・〇〇	――焼いたもの		二〇%	E
二六一三・九〇・〇〇	――粗鉱		三〇%	E
二六一三・九〇・〇〇	――精鉱		二〇%	E
二六一四・〇〇・一〇	――イルメナイト濃縮物（二酸化チタンが五六パーセント以上であり、かつ、酸化鉄が一パーセント以下のもの）		一五%	K
二六一四・〇〇・一〇	――イルメナイト精鉱		三〇%	K
二六一四・〇〇・一〇	――その他のもの		四〇%	K
二六一四・〇〇・九〇	――ルチル精鉱（二酸化チタンが八三パーセント以上八七パーセント以下のもの）		三〇%	K
二六一四・〇〇・九〇	――その他のもの		四〇%	K

二六一五・一〇・〇〇	――粗鉍		三〇%	K
二六一五・一〇・〇〇	――ジルコニウムの粉（大きさが七五マイクロメートル未満のもの）		一〇%	K
二六一五・一〇・〇〇	――その他のもの		二〇%	K
二六一五・九〇・〇〇	――粗鉍		三〇%	K
二六一五・九〇・〇〇	――精鉍		二〇%	K
二六一五・九〇・〇〇	――粗鉍		三〇%	K
二六一五・九〇・〇〇	――精鉍		二〇%	K
二六一六・一〇・〇〇	――粗鉍		三〇%	K
二六一六・一〇・〇〇	――精鉍		二〇%	K
二六一六・九〇・〇〇	――金鉍（精鉍を含む。）		三〇%	K

二七〇一・一二・九〇	―――その他のもの	一〇%	K
二七〇一・一二・一〇	―――コークス用炭	一〇%	H
二七〇一・一一・〇〇	―無煙炭	一〇%	K
二六二一・九〇・〇〇	――スラグ	七%	K
二六一七・九〇・〇〇	――精鉱	二〇%	K
二六一七・九〇・〇〇	――粗鉱	三〇%	K
二六一七・一〇・〇〇	――精鉱	二〇%	K
二六一七・一〇・〇〇	――粗鉱	三〇%	K
二六一六・九〇・〇〇	―――精鉱	二〇%	K
二六一六・九〇・〇〇	―――粗鉱	三〇%	K

二七〇一・一九・〇〇	――その他の石炭		一〇%	K
二七〇一・二〇・〇〇	―練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		一〇%	K
二七〇二・一〇・〇〇	―亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）		一五%	K
二七〇二・二〇・〇〇	―亜炭（凝結させたものに限る。）		一五%	K
二七〇三・〇〇・一〇	―泥炭（ボールに圧縮されているかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）		一五%	K
二七〇三・〇〇・二〇	―泥炭（凝結させたものに限る。）		一五%	K
二七〇四・〇〇・一〇	―コークス及び半成コークス（石炭から製造したものに限る。）		一三%	H
二七〇四・〇〇・二〇	―コークス及び半成コークス（亜炭又は泥炭から製造したものに限る。）		一三%	H
二七〇四・〇〇・三〇	―レトルトカーボン		一三%	H

二七〇九・〇〇・一〇	石油（原油に限る。）	一〇%	K
二七〇九・〇〇・二〇	コンデンセート	一〇%	K
二八〇四・七〇・〇〇	りん	五%	B
二八一七・〇〇・一〇	酸化亜鉛（粉状のもの）	五%	B
二八二三・〇〇・〇〇	チタンのスラグ（二酸化チタンが八五パーセント以上であり、かつ、酸化鉄が一〇パーセント以下のもの）	一〇%	B
二八二三・〇〇・〇〇	チタンのスラグ（二酸化チタンが七〇パーセント以上八五パーセント未満であり、かつ、酸化鉄が一〇パーセント以下のもの）	一〇%	B
二八二三・〇〇・〇〇	ルチル（二酸化チタンが八七パーセントを超えるもの）	一〇%	B
三八二四・九〇・九九	炭酸カルシウムの粉（ステアリン酸を染み込ませ、第二五・一五項の岩石から製造したものであり、大きさが一ミリメートル未満のもの）	三%	A

四〇〇二・一九・一〇	――加硫してないもので、配合してない板、シート又はストリップの形状のもの	―	D
四〇〇二・三九・一〇	――加硫してないもので、配合してない板、シート又はストリップの形状のもの	―	D
四〇〇二・二〇・九〇	――その他のもの	―	D
四〇〇二・二〇・一〇	――一次製品	―	D
四〇〇二・一九・九〇	――その他のもの	―	D
四〇〇二・一九・一〇	――加硫してないもの又は一次製品、配合してない板、シート若しくはストリップの形状のもの	―	D
四〇〇二・一一・〇〇	――ラテックス	―	D

四〇〇二・七〇・一〇	ー ー 一次製品		一%	D
四〇〇二・六〇・九〇	ー ー その他のもの		一%	D
四〇〇二・六〇・一〇	ー ー 一次製品		一%	D
四〇〇二・五九・九〇	ー ー その他のもの		一%	D
四〇〇二・五九・一〇	ー ー 一次製品		一%	D
四〇〇二・五一・〇〇	ー ー ラテックス		一%	D
四〇〇二・四九・九〇	ー ー その他のもの		一%	D
四〇〇二・四九・一〇	ー ー 一次製品		一%	D
四〇〇二・四一・〇〇	ー ー ラテックス		一%	D
四〇〇二・三九・九〇	ー ー その他のもの		一%	D

四〇〇二・七〇・九〇	ー ー ー 其他のもの		一%	D
四〇〇二・八〇・一〇	ー ー 天然ゴムのラテックスと合成ゴムのラテックスの混合物		一%	D
四〇〇二・八〇・九〇	ー ー 其他のもの		一%	D
四〇〇二・九一・〇〇	ー ー ラテックス		一%	D
四〇〇二・九九・二〇	ー ー ー 合成ゴムのラテックスのもの		一%	D
四〇〇二・九九・九〇	ー ー ー 合成ゴムのラテックスのもの		一%	D
四〇〇五・一〇・一〇	ー ー 天然ガムのもの		一%	D
四〇〇五・一〇・九〇	ー ー 其他のもの		一%	D
四〇〇五・二〇・〇〇	ー デイスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液		一%	D
四〇〇五・九一・一〇	ー ー ー 天然ガムのもの		一%	D

四〇〇五・九一・九〇	―――その他のもの	―	D
四〇〇五・九九・一〇	―――ラテックス	―	D
四〇〇五・九九・九〇	―――その他のもの	―	D
四一〇一・二〇・一〇	――前なめしをしたもの	一〇%	A
四一〇一・二〇・九〇	――その他のもの	一〇%	A
四一〇一・五〇・一〇	――前なめしをしたもの	一〇%	A
四一〇一・五〇・九〇	――その他のもの	一〇%	A
四一〇一・九〇・一〇	――前なめしをしたもの	一〇%	A
四一〇一・九〇・九〇	――その他のもの	一〇%	A
四一〇二・一〇・〇〇	――毛が付いているもの	五%	A

四四〇二・九〇・九〇	――その他のもの	五%	D
四四〇二・一〇・〇〇	―竹製のもの	一〇%	D
四四〇一・一〇・〇〇	―薪材	五%	D
四一〇三・九〇・〇〇	―その他のもの	一〇%	A
四一〇三・三〇・〇〇	―豚のもの	一〇%	A
四一〇三・二〇・九〇	―――その他のもの	五%	A
四一〇三・二〇・一〇	―――その他のもの	五%	A
四一〇二・二九・九〇	―――その他のもの	五%	A
四一〇二・二九・一〇	―――前なめしをしたもの	五%	A
四一〇二・二一・〇〇	――酸漬けしたもの	五%	A

四四〇二・九〇・九〇	――その他のもの	一〇%	D
四四〇三・一〇・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太	一〇%	D
四四〇三・一〇・九〇	――その他のもの	一〇%	D
四四〇三・二〇・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太	一〇%	D
四四〇三・二〇・九〇	――その他のもの	一〇%	D
四四〇三・四一・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太	一〇%	D
四四〇三・四一・九〇	――その他のもの	一〇%	D
四四〇三・四九・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太	一〇%	D
四四〇三・四九・九〇	――その他のもの	一〇%	D
四四〇三・九一・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太	一〇%	D

四四〇三・九一・九〇	―――その他のもの	一〇%	D
四四〇三・九二・一〇	―――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太	一〇%	D
四四〇三・九二・九〇	―――その他のもの	一〇%	D
四四〇三・九九・一〇	―――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太	一〇%	D
四四〇三・九九・九〇	―――その他のもの	一〇%	D
四四〇四・一〇・〇〇	――針葉樹のもの	五%	D
四四〇四・二〇・一〇	――チップウッド	五%	D
四四〇四・二〇・九〇	―――その他のもの	五%	D
四四〇六・一〇・〇〇	――染み込ませてないもの	二〇%	C
四四〇六・九〇・〇〇	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・一〇・〇〇	ー ー ー ー 厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のもの であり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・一〇・〇〇	ー ー ー ー その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二一・九〇	ー ー ー ー 厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のもの であり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二一・九〇	ー ー ー ー その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二一・一〇	ー ー ー ー 厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のもの であり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二一・一〇	ー ー ー ー その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二一・一〇	ー ー ー ー 厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のもの であり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二一・一〇	ー ー ー ー その他のもの		二〇%	C

四四〇七・二二・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二二・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二五・一一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二五・一一	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二五・一九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二五・一九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二五・二二	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二五・二二	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二五・二九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二五・二九	―――その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二六・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二六・九〇	―――その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二七・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二七・一〇	―――その他のもの		二〇%	C

四四〇七・二七・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二七・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二八・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二八・一〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二八・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二八・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・一一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・一一	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二九・一九	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・一九	「……………その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・二一	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・二一	「……………その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・二二	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・二二	「……………その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・三二	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・三二	「……………その他のもの		二〇%	C

四四〇七・二九・三九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・三九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・四一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・四一	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・四九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・四九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・五一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・五一	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二九・五九	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・五九	「……………その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・六一	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・六一	「……………その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・六九	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・六九	「……………その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・七一	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・七一	「……………その他のもの		二〇%	C

四四〇七・二九・七九	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・七九	「……………その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・八一	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・八一	「……………その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・八九	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・八九	「……………その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・九一	「……………厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・九一	「……………その他のもの		二〇%	C

四四〇七・二九・九二	「……………」厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・九二	「……………」その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・九三	「……………」厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・九三	「……………」その他のもの		二〇%	C
四四〇七・二九・九九	「……………」厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・二九・九九	「……………」その他のもの		二〇%	C
四四〇七・九一・一〇	「……………」厚さが三〇ミリメートル以下であって、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・九一・一〇	「……………」その他のもの		二〇%	C

四四〇七・九一・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九一・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九二・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九二・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九二・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九二・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九三・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九三・一〇	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・九三・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・九三・九〇	―――その他のもの		二〇%	C
四四〇七・九四・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・九四・九〇	―――その他のもの		二〇%	C
四四〇七・九四・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・九四・一〇	―――その他のもの		二〇%	C
四四〇七・九五・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・九五・一〇	―――その他のもの		二〇%	C

四四〇七・九五・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・九五・九〇	―――その他のもの		二〇%	C
四四〇七・九九・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・九九・一〇	―――その他のもの		二〇%	C
四四〇八・一〇・一〇	―――シダーの薄板（鉛筆製造用のもの）及びラジアータパイン（ブロックボード製造用のもの）		五%	D
四四〇八・一〇・三〇	―――表面化粧張り用単板		五%	D

四四〇八・一〇・九〇	――その他のもの		五%	D
四四〇八・三一・〇〇	――ダークレッドメラランチ、ライトレッドメラランチ及びメラランチバカウ		五%	D
四四〇八・三九・一〇	―――ジュルトンの薄板（鉛筆製造用のもの）		五%	D
四四〇八・三九・九〇	―――その他のもの		五%	D
四四〇八・九〇・〇〇	――その他のもの		五%	D
四四〇九・一〇・〇〇	――針葉樹のもの		五%	D
四四〇九・二一・〇〇	――竹製のもの		五%	A
四四〇九・二九・〇〇	――その他のもの		五%	D
七一〇二・一〇・〇〇	――加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたものの		一五%	C
七一〇二・一〇・〇〇	――その他のもの		五%	D

七二〇二・二二・〇〇	加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	一五%	C
七二〇二・二九・〇〇	その他のもの	五%	D
七二〇二・三一・〇〇	加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	一五%	D
七二〇二・三九・〇〇	その他のもの	五%	D
七二〇三・一〇・一〇	ルビー	一五%	C
七二〇三・一〇・二〇	ひすい（軟玉及び硬玉）	一五%	C
七二〇三・一〇・九〇	その他のもの	一五%	C
七二〇三・九一・一〇	ルビー	五%	D
七二〇三・九一・九〇	その他のもの	五%	D
七二〇三・九九・〇〇	その他のもの	五%	D

七二〇四・一〇・一〇	――加工してないもの		一〇%	D
七二〇四・一〇・二〇	――加工したもの		五%	D
七二〇四・二〇・〇〇	――その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。）		一〇%	D
七二〇四・九〇・〇〇	――その他のもの		五%	D
七二〇五・一〇・〇〇	――ダイヤモンドのもの		三%	D
七二〇五・九〇・〇〇	――その他のもの		三%	D
七二〇六・一〇・〇〇	――粉		五%	D
七二〇六・九一・〇〇	――加工してないもの		五%	D
七二〇六・九二・〇〇	――一次製品		五%	D
七二〇八・一一・〇〇	――粉		二%	K

七二〇八・一二・〇〇	――その他の形状のもの（加工していないものに限る。）	二%	K
七二〇八・一三・〇〇	――その他の形状のもの（二次製品に限る。）	二%	K
七一〇八・二〇・〇〇	―マネタリーゴールド	二%	K
七一三・一九・一〇	――部分品	二%	K
七一三・一九・九〇	――その他のもの	二%	K
七一四・一九・〇〇	――その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）	二%	K
七一一五・九〇・一〇	―金製又は銀製のもの	二%	K
七二〇四・一〇・〇〇	――鑄鉄のくず	一七%	H
七二〇四・二一・〇〇	――ステンレス鋼のもの	一五%	H

七四〇三・一三・〇〇	ー ー ビレット	二〇%	C
七四〇三・一二・〇〇	ー ー ワイヤバー	二〇%	C
七四〇三・一一・〇〇	ー ー ー その他のもの	二〇%	C
七四〇三・一一・〇〇	ー ー ー 純精製銅	一〇%	D
七四〇一・〇〇・〇〇	ー その他のもの	二〇%	C
七四〇一・〇〇・〇〇	ー 銅のマット	一五%	C
七二〇四・五〇・〇〇	ー 再溶解用のインゴット	一七%	H
七二〇四・四九・〇〇	ー ー その他のもの	一七%	H
七二〇四・三〇・〇〇	ー すずをめつきした鉄鋼のくず	一七%	H
七二〇四・二九・〇〇	ー ー その他のもの	一七%	H

七四〇七・一〇・四〇	一一棒	一〇%	D
七四〇七・一〇・三〇	一一形材	一〇%	D
七四〇六・二〇・〇〇	一粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	一五%	C
七四〇六・一〇・〇〇	一粉（薄片状のものを除く。）	一五%	C
七四〇五・〇〇・〇〇	銅のマスターアロイ	一五%	C
七四〇四・〇〇・〇〇	一その他のもの	二二%	H
七四〇三・二九・〇〇	一一その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	二〇%	C
七四〇三・二二・〇〇	一一銅・すず合金（青銅）	二〇%	C
七四〇三・二一・〇〇	一一銅・亜鉛合金（黄銅）	二〇%	C
七四〇三・一九・〇〇	一一その他のもの	二〇%	C

七四〇七・二一・〇〇	一 銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		一〇%	D
七四〇七・二九・〇〇	一 その他のもの		一〇%	D
七五〇一・一〇・〇〇	一 ニッケルのマット		五%	A
七五〇二・一〇・〇〇	一 ニッケル（合金を除く。）		五%	A
七五〇二・二〇・〇〇	一 ニッケル合金		五%	A
七五〇三・〇〇・〇〇	一 その他のもの		二二%	G
七五〇四・〇〇・〇〇	ニッケルの粉及びフレーク		五%	A
七五〇五・一一・〇〇	一 ニッケル（合金を除く。）のもの		五%	D
七五〇五・一二・〇〇	一 ニッケル合金のもの		五%	D
七六〇一・一〇・〇〇	一 インゴット		一五%	D

七六〇一・二〇・〇〇	ー ー インゴット	一五%	D
七六〇二・〇〇・〇〇	ー その他のもの	二二%	H
七六〇三・一〇・〇〇	ー 粉（薄片状のものを除く。）	一〇%	D
七六〇三・二〇・〇〇	ー 粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	一〇%	D
七八〇一・一〇・〇〇	ー ー インゴット	一五%	C
七八〇一・九一・〇〇	ー ー ー インゴット	一五%	C
七八〇一・九九・〇〇	ー ー ー インゴット	一五%	C
七八〇二・〇〇・〇〇	ー その他のもの	二二%	G
七八〇四・二〇・〇〇	ー 粉及びフレーク	五%	A
七八〇六・〇〇・二〇	ー ー 棒及び形材	五%	D

七九〇一・一一・〇〇	一一 一一 インゴット	一〇%	D
七九〇一・一二・〇〇	一一 一一 インゴット	一〇%	D
七九〇一・二〇・〇〇	一一 一一 インゴット	一〇%	D
七九〇二・〇〇・〇〇	一一 その他のもの	二二%	G
七九〇三・一〇・〇〇	一一 亜鉛のダスト	五%	A
七九〇三・九〇・〇〇	一一 その他のもの	五%	A
七九〇四・〇〇・〇〇	一一 棒及び形材	五%	D
八〇〇一・一〇・〇〇	一一 一一 インゴット	一〇%	D
八〇〇一・二〇・〇〇	一一 一一 インゴット	一〇%	D
八〇〇二・〇〇・〇〇	一一 その他のもの	二二%	G

八〇〇三・〇〇・一〇	―はんだ付け用の棒	五%	A
八〇〇三・〇〇・九〇	―すずの棒及び形材	五%	A
八〇〇七・〇〇・三〇	―粉及びフレーク	五%	A
八一〇一・一〇・〇〇	―粉	五%	D
八一〇一・九四・〇〇	―タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	五%	D
八一〇一・九六・〇〇	―線	五%	D
八一〇一・九七・〇〇	―くず	二二%	G
八一〇一・九九・一〇	―棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、シート、ストリップ及びはく	五%	D
八一〇一・九九・九〇	―――その他のもの	五%	D
八一〇二・一〇・〇〇	―粉	五%	D

八二〇二・九四・〇〇	―モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	五%	D
八二〇二・九五・〇〇	―棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリツプ及びはく	五%	D
八二〇二・九六・〇〇	―線	五%	D
八二〇二・九七・〇〇	―くず	二二%	G
八一〇二・九九・〇〇	―その他のもの	五%	D
八一〇三・二〇・〇〇	―タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉	五%	D
八一〇三・三〇・〇〇	―くず	二二%	G
八一〇三・九〇・〇〇	―その他のもの	五%	D
八一〇四・一一・〇〇	―マグネシウムの含有量が全重量の九九・八パーセント以上のもの	一五%	C

八二〇四・一九・〇〇	――その他のもの	一五%	C
八二〇四・二〇・〇〇	―くず	二二%	G
八二〇四・三〇・〇〇	―大きさを揃えた削りくず及び粒並びに粉	一五%	C
八二〇四・九〇・〇〇	―その他のもの	一五%	C
八二〇五・二〇・一〇	―コバルトの塊	五%	B
八二〇五・二〇・九〇	―一次製品	五%	B
八二〇五・二〇・九〇	――その他のもの	五%	B
八二〇五・三〇・〇〇	―くず	二二%	G
八二〇五・九〇・〇〇	―その他のもの	五%	B
八二〇六・〇〇・一〇	――くず	二二%	G

八二〇八・九〇・〇〇	一一一次製品	五%	D
八二〇八・三〇・〇〇	くず	二二%	G
八二〇八・二〇・〇〇	チタンの塊及び粉	五%	D
八二〇七・九〇・〇〇	その他のもの	五%	D
八二〇七・九〇・〇〇	一一一次製品	五%	D
八二〇七・三〇・〇〇	くず	二二%	G
八二〇七・二〇・〇〇	カドミウムの塊及び粉	五%	D
八二〇六・〇〇・九〇	その他のもの	五%	D
八二〇六・〇〇・九〇	一一一次製品	五%	D
八二〇六・〇〇・一〇	その他のもの	五%	D

八二〇八・九〇・〇〇	一一その他のもの	五%	D
八二〇九・二〇・〇〇	一ジルコニウムの塊及び粉	五%	D
八二〇九・三〇・〇〇	くず	二二%	G
八二〇九・九〇・〇〇	一一一次製品	五%	D
八二〇九・九〇・〇〇	一一その他のもの	五%	D
八二一〇・一〇・〇〇	一アンチモンの塊及び粉	五%	D
八二一〇・二〇・〇〇	くず	二二%	G
八二一〇・九〇・〇〇	一一一次製品	五%	D
八二一〇・九〇・〇〇	一一その他のもの	五%	D
八二一一・〇〇・〇〇	くず	二二%	G

八二二二・二九・〇〇	一一一 その他のもの	五%	D
八二二二・二九・〇〇	一一一 一次製品	五%	D
八二二二・二二・〇〇	一一一 くず	二二%	G
八二二二・二一・〇〇	一一一 塊及び粉	五%	D
八二二二・一九・〇〇	一一一 その他のもの	五%	D
八二二二・一九・〇〇	一一一 一次製品	五%	D
八二二二・一三・〇〇	一一一 くず	二二%	G
八二二二・一二・〇〇	一一一 塊及び粉	五%	D
八二二一・〇〇・〇〇	一一一 その他のもの	五%	D
八二二一・〇〇・〇〇	一一一 一次製品	五%	D

八二一三・〇〇・〇〇	一一一次製品	五%	D
八二一三・〇〇・〇〇	一一くず	二二%	G
八二一二・九九・〇〇	一一一その他のもの	五%	D
八二一二・九九・〇〇	一一一一次製品	五%	D
八二一二・九二・〇〇	一一一その他のもの	五%	D
八二一二・九二・〇〇	一一一塊、くず及び粉	二二%	G
八二一二・五九・〇〇	一一一その他のもの	五%	D
八二一二・五九・〇〇	一一一一次製品	五%	D
八二一二・五二・〇〇	一一くず	二二%	G
八二一二・五一・〇〇	一一塊及び粉	五%	D

八二一三・〇〇・〇〇

――その他のもの

五%

D